

仕様書

1 件名

令和5年度東京ブランド公式サイト制作及び運営管理等業務委託

2 目的

東京都及び東京観光財団（以下「TCVB」という。）は、東京の持つ都市としての魅力をより印象的に発信するためのアイコンとキャッチフレーズ「Tokyo Tokyo Old meets New」やロゴ「&TOKYO」等（以下「アイコン等」という。）を活用し、「旅行地としての東京」の魅力を効果的に国内外に発信していく取組を行っている。

本事業では、平成27年に定めた「東京のブランディング戦略」に基づき、東京の魅力を国内外に発信していく以下の東京ブランド公式サイト及び公式 SNS アカウントの充実を図り、情報の更新及び運営管理を行う。

【本事業の対象となる WEB サイト・SNS】

ア. Tokyo Tokyo サイト（英語）

URL : <https://tokyotokyo.jp/>

イ. Tokyo Tokyo サイト（日本語）

URL : <https://tokyotokyo.jp/ja/>

ウ. SNS アカウント（英語・Facebook, Twitter, Youtube）

Facebook : <https://www.facebook.com/TokyoTokyoOldmeetsNew/>

Twitter : <https://twitter.com/TokyoTokyoBrand>

Youtube : <https://www.youtube.com/channel/UC-C1xHOMZO8R-l572ABZ0IQ>

エ. SNS アカウント（日本語版 Facebook）

URL : <https://www.facebook.com/TokyoTokyoOldmeetsNewJa/>

オ. &TOKYO サイトの運営管理

URL : <https://andtokyo.jp/>

3 契約期間

令和5年6月1日から令和6年3月31日まで

4 履行場所

TCVB が指定する場所

5 全体運営

(1) 実施コンセプト

東京都は世界に選ばれる「旅行地としての東京」を強く印象づける「東京ブランド」の確立に向け、「東京のブランディング戦略」を策定した。本事業の実施にあたっては、これに基づき「伝統と革新が交差しながら、常に新しいスタイルを生み出すことで、多様な楽しさを約束する街」をコンセプトとして決定したアイコン等にこめられたメッセージを深く理解の上、事業の企画・実施にあたること。なお、「東京のブランディング戦略」及びアイコンとキャッチフレーズについては以下を参照すること。

- ・ 東京のブランディング戦略について

<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/plan/tourism/plan/branding/>

- ・ アイコンとキャッチフレーズについて

https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/hodohappyo/press/2017/04/28/07_01.html

(2) クリエイティブディレクターによる監修

上記ブランディング戦略の観点から、東京都が指定するクリエイティブディレクターがデザイン、掲出内容等全体に渡って監修・確認を行う。事業の実施にあたり、受託者は必要に応じてクリエイティブディレクターと連携しながら事業を進めること。

(3) 実施体制

受託者は本委託を効果的且つ効率的に履行するため、以下の点に留意すること。

- ア. 本事業における実施体制を明確化し、パートナー会社含め体制管理を徹底すること。
- イ. スケジュール等を明らかにした事業計画書を作成し、TCVB の承認を得ること。
- ウ. 業務の詳細について TCVB と協議の上決定し、進捗状況を綿密に TCVB に報告すること。
- エ. 事業完了後、速やかに報告書を作成し、TCVB に提出すること。
- オ. 写真や映像利用にあたっては、著作権元と承認を得るとともに、権利料や使用料等諸費用が発生する場合は、受託者が負担すること。また、掲載許可も受託者が取得すること。
- カ. 本事業に際してインフルエンサー等からの情報発信を行う場合は、対象国の法律・慣習などを確認の上、可能な限り該当する投稿についてプロモーションである旨を明示すること。

(4) サイトの運営について

- ア. 既存コンテンツを前年度の受託事業者から 7 月末までに引継ぎ、運用すること。また、引継ぐ既存 WEB サイトのデザインや仕様について、必要に応じて改善を行うこととするが、従来のもを引き継ぐことも可とする。※参考：既存サイトのフレームワークは「nuxt.js」を使用
- イ. 既に取得・使用しているドメイン名等は、運営上継続が必要となるものの契約更新等を行うこと。サーバーの接続設定等は前年度の事業者から適切な引継ぎを行い、TCVB と十分協議の上、実施すること。
- ウ. サーバーは受託者で用意し、受託者は本事業の WEB サイトの運営が正常に行われるた

めに全てのサーバー保守、データバックアップ、モニタリング等の管理を行うこと。

- エ. サーバーを設置するデータセンターは、24時間有人監視、監視カメラによる監視、耐震、対火災設備、停電時の自家発電を有する等、安定した稼働が行える環境であること。
 - オ. サイトの運営システムの運用管理体制のイメージを示すこと。通常時及び障害時の緊急連絡体制を記載すること。障害発生時は24時間受付可能な体制とすること。
 - カ. 原則、サイト公開・改訂のタイミングでログを含め全体のバックアップ作業を行い、障害が発生した場合は、最終改訂時のデータバックアップ時点までのデータを回復すること。また、バックアップメディアを適切に管理すること。
 - キ. **WEB** サイト運営に使用するシステム等(サーバーなどのインフラ、使用ツール類等)は、必要に応じて最新版へのアップデートを実施すること。脆弱性や不具合など、緊急性の高いものについては、速やかに **TCVB** に共有し、指示を仰ぐこと。なお、アップデートを実施した際は **TCVB** へ報告すること。
 - ク. 別紙1「東京都公式ホームページ作成に関する統一基準(改訂版)」を参照の上、観光サイトとして運営する上でやむを得ない場合を除き同ルールに準じること。
 - ケ. 別紙2「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」を参照の上、サイバーセキュリティの確保に取り組むこと。
 - コ. ウェブアクセシビリティの確保と向上のため、**JIS X 8341-3 : 2016** に基づいた試験を実施し、その結果を **WEB** サイト上に公表すること。
 - サ. 本仕様書2の本事業の対象となる **WEB** サイト・**SNS** について、毎月アクセス解析を行い、数値の報告とともに現状の課題とその対策について適時提案を **TCVB** に対して行うこと。なお、解析にあたり現サイトに導入されている **Google Analytics (UA・GA4)** を継承し分析に活用すること。
 - シ. 一般的なブラウザや、**PC**、スマートフォン、タブレット等の機器で支障なく閲覧可能なものとする。
 - ス. 本仕様書で制作した **WEB** サイトは、他事業者でも運営保守が行えるようにマニュアルの整備等を行うこと。また、契約満了もしくは契約解除に伴う受託者の変更時に当たっては、新たな受託者と十分に引継ぎ業務を行い、当該業務に支障を来すことのないように対処すること。
- (5) 言語・翻訳の品質管理
- ア. 各サイト制作・各 **SNS** アカウント運営における翻訳及び言語表記については、表記の統一を図るとともに、適切な表現となるよう、ネイティブ及び日本語と当該言語のバイリンガル能力を有する者が、翻訳文章全体の調和等の観点も含めた検証を行い、適宜修正すること。
 - イ. 機械翻訳は不可とし、文字化けやレイアウト崩れなどの不具合についてもチェックすること。

- ウ. 固有名詞の表現等については、TCVB の指示に従うこと。
- エ. 翻訳結果に対して問題があると TCVB が判断した場合は、再翻訳や翻訳者、ネイティブチェッカーの変更を指示することがある。
- オ. 各サイト・SNS における日本語での発信のうち、受託者が作成する発信内容については、訴求対象に分かりやすく正確な発信ができるよう、十分な文章作成能力を有するライターによるテキスト作成を行うこと。

6 委託内容

(1) Tokyo Tokyo サイト（英語）の運営管理及び新規コンテンツの制作

ア. 目的とターゲット

以下※の国を中心とした、海外旅行検討層・訪日観光未検討層（まだ東京を旅行地として意識していない潜在顧客層）に対して、PR 映像の動画配信やオンライン広告等を中心としたプロモーションの誘引先として設置。サイト内の WEB コンテンツの閲覧を通じて、東京の魅力を理解してもらい興味関心を促すことを目的とする。

※対象国（国名の前の「○」は、重要市場を表す。）

- ・欧米豪対象国：○アメリカ、○イギリス、ドイツ、ロシア、オーストラリア、フランス、スペイン、カナダ、イタリア
- ・アジア対象国：中国、香港、韓国、インド、台湾、タイ、シンガポール、マレーシア、インドネシア、ベトナム、フィリピン

イ. 方向性について

PR 映像や、他事業の制作物（動画、写真、記事等）などを活用し、コンテンツの拡充を図るとともに、直帰率や回遊率の改善、滞在時間の増加を促す。なお、サイト訪問者はまだ東京観光に対する強い意向を持っておらず、積極的に探す・読むといった行動は行いづらいことを考慮し、ユーザーに負担になることなく、見る・読むことができるコンテンツを展開する。

ウ. デザイン・構成について

- (ア) ユーザビリティが高く、対象ユーザーが瞬時に理解でき、世界的なトレンドを取り入れたデザインを心がけること。なお、デザイン及び構成は従来のを引き継ぐことも可とする。
- (イ) 直帰率が低く、回遊性が高く（平均ページ閲覧数が多い／滞在時間が長い）なるよう工夫を行い、SNS のフォロー、シェア、関連コンテンツへの遷移等のアクションを意識したサイト作りを行うこと。
- (ウ) スマートフォン及びタブレット等多様な電子機器からのアクセスに配慮したレスポンシブデザインとすること。特にスマートフォンからのアクセスを意識したデザイン・サイト構成とすること。

エ. コンテンツ

令和4年度までに制作したコンテンツについては、原則全ての情報を継続して本サイトに掲出するとともに、新たに以下のコンテンツの企画・制作を行うこと。なお、更新頻度はTCVBとの協議の上、変更可能とする。

また、各コンテンツについては、原稿確定後またはTCVBからの文章・画像等の支給後、概ね1週間以内に公開できるような体制等を整えること。ただし、ページ構成の検討やデザイン制作が必要なものは、TCVBと協議の上、公開までのスケジュールを決定すること。

(ア) 既存コンテンツの更新・拡張

① トップページ

- ・ サイト内のコンテンツの更新・追加に合わせて、更新を行うこと。
- ・ 「Official Instagram」枠を設置し、年4回程度更新を行うこと。

② 他事業と連携したコンテンツ企画・制作

- ・ 更新頻度：年18回程度
- ・ TCVBより別途提供する、他事業の二次使用可能素材（動画、画像、記事等）をもとに、サイトのターゲットにあった適切な掲出方法を提案し、必要な編集/ライティング（翻訳を含む）・コンテンツを制作すること。なお、二次利用素材については、各媒体のポリシーや規定等を遵守し、それぞれに応じた対応を行うこと。

※これまでの制作コンテンツ例: <https://tokyotokyo.jp/article/?category=newnormal>
<https://tokyotokyo.jp/article/?category=food>

- ・ 必要に応じて、既存コンテンツの更新・改修を行うこと。
- ・ 事業開始後に支給する期日管理表に基づき、すでに掲載されているコンテンツを期日直前に削除すること。令和6年3月までの削除予定コンテンツ10件程度を見込むこと。

③ 東京おみやげ

- ・ ページ全体の構成について見直しを行い、必要に応じて改修を行うこと。（年1回程度）
- ・ TCVBより別途提供する東京おみやげの情報（原稿等）について、必要な編集/ライティング（翻訳を含む）を行い、既存コンテンツ（各東京おみやげの商品ページ含む）の更新・追加を行うこと。（年4回程度）
- ・ 新規東京おみやげ商品及びデザイン等が改修された商品の撮影費用を含めること。（年2回、計10～15商品程度想定）

※これまでの制作コンテンツ例: <https://tokyotokyo.jp/article/omiyage/>

④ インフルエンサーコンテンツ

- ・ コンテンツ概要：他事業で実施したインフルエンサーによる発信情報（画像・映像）を

キュレーション。

- ・ 更新頻度：年3回程度
- ・ TCVB より別途提供するインフルエンサーが撮影編集した画像・映像について、必要な編集を行い、更新・追加を行うこと。

※これまでの制作コンテンツ例: <https://tokyotokyo.jp/article/tokyotripmemories/>

⑤ その他

その他、必要に応じて、既存コンテンツの更新・改修を行うこと。更新頻度の目安は以下のとおりである。

- ・ Campaign：年2～3回
- ・ News&Topics：月1回程度
- ・ About：年2～3回

(イ) 新規コンテンツの企画・制作

① 観光大使の紹介ページの制作・更新

東京都が任命する「東京観光大使」を紹介する一覧ページを作成すること。ページには各東京観光大使の情報及び活動レポート（仮）を必要な編集/ライティング（翻訳を含む）を行い、10本程度掲載すること。各観光大使の写真及び紹介原稿（日本語・英語）、活動レポートの原稿（日本語）についてはTCVBより別途提供を行う。

② 区市町村と連携した魅力発信

区市町村が持つ海外の旅行者にまだあまり知られていない魅力を紹介するコンテンツとして動画を含む記事を5本程度制作すること。

- ・ 制作にあたっては、インバウンドの回復が本格化することを見据え、より訪都意欲を掻き立てるテーマと適切な掲出方法を提案し、TCVBの承認を得た上でコンテンツを制作すること。なお発信テーマとして取り上げる分野は、偏りがないように配慮すること。
- ・ コンテンツを制作する際は、各区市町村に対してアンケート等を行い、各区市町村のニーズを踏まえた内容とすること。なお、アンケート実施時にはTCVBと協議の上、区市町村間の公平性に配慮して行うこと。
- ・ 制作するコンテンツ5本のうち、多摩エリア、島しょエリアを含めたコンテンツを2本以上制作とすること。
- ・ 制作するコンテンツは、各区市町村や地元の事業者等と綿密な調整の上、取材・撮影等を行い、その内容を踏まえたものとする。
- ・ 制作するコンテンツ及び撮影した動画・写真素材は、東京都及びTCVBの他事業の観光プロモーションで二次使用が可能なものとする。

(ウ) SNS投稿にかかる画像・テキストの作成

- ・ サイト内のページを公開・更新する際は、同ページに誘導するSNS投稿用の画像・

テキストを事前に作成し、TCVB の承認を得ること。

(エ) 言語

- ・ 英語を基本とする。他言語対応を行う場合は、TCVB と協議の上決定すること。
- ・ 英語ネイティブライターを起用し、外国人旅行者の視点に立った、自然かつ適切な伝わりやすい文章で掲載すること。
- ・ 英語ネイティブライターとのコミュニケーション、スケジュール管理運営を行う体制を整えること。尚、英語ライターは候補を数名選定し、TCVB と協議の上決定すること。
- ・ 英文コンテンツは、日本語の参考訳も併せて提出すること。

(2) Tokyo Tokyo サイト（日本語版）の運営管理

ア. ターゲット：国内旅行者及び東京都民

イ. 目的：国内における東京の魅力の発信及び、東京ブランド及び東京ブランドの取り組みへの認知拡大、理解促進を促すこと。

ウ. コンテンツ

令和4年度までに制作したコンテンツについては、全て継続して本サイトに格納・掲出するとともに、新たに以下のコンテンツの企画・制作を行うこと。なお、更新頻度についての増減は TCVB との協議の上、変更可能とする。

また、各コンテンツについては、原稿確定後または TCVB からの文章・画像等の支給後、概ね1週間以内に公開できるような体制等を整えること。

(ア) 既存コンテンツの更新・拡張

① トップページ

- ・ サイト内のコンテンツの更新・追加に合わせて、更新を行うこと。

② 「Tokyo Tokyo について」の更新

- ・ PR 映像、イメージギャラリーについて、必要に応じて、追加・更新をすること。

③ 最新ニュースの更新

- ・ 更新頻度：年25回程度

- ・ TCVB より別途提供する情報（写真、原稿等）について、サイトのターゲットにあった適切な露出方法を提案し、必要に応じて編集/ライティング（英語サイトにも掲載する場合は翻訳を含む）・コンテンツを制作すること。

※これまでの制作コンテンツ例: <https://tokyotokyo.jp/ja/news/>

- ・ 必要に応じて、既存のニュースの更新・改修を行うこと。

④ 活動レポートの更新

- ・ TCVB より別途提供する情報（写真、原稿等）をもとに、サイトのターゲットにあった適切な露出方法を提案し、必要に応じて編集すること。

・「レポート」は TCVB の指示により、年 20 回程度更新をすること。

※これまでの制作コンテンツ例: <https://tokyotokyo.jp/ja/action/>

・必要に応じて、コンテンツの更新・移行・改修を行うこと。

・各コンテンツの削除や格納場所の移行については、TCVB と協議の上、決定すること。

⑤ 東京おみやげの更新

・本仕様書 6 (1) エ(ア)③東京おみやげについて、英語ページにあわせて更新すること。

⑥ 東京おみやげ制作者の声の更新

・更新頻度：年 2 回程度

・TCVB より別途提供する情報（写真、原稿等）をもとに、サイトのターゲットにあった適切な露出方法を提案し、必要に応じて編集すること。

※これまでの制作コンテンツ例:<https://tokyotokyo.jp/ja/action/omiyage-interview/>

・必要に応じて、コンテンツの更新・改修を行うこと。

⑦ メディアコラボの更新

・更新頻度：年 4 回程度

・TCVB より別途提供する、他事業の二次使用可能素材（動画、画像、記事等）をもとに、サイトのターゲットにあった適切な掲出方法を提案し、必要に応じて編集・コンテンツを制作すること。

※これまでの制作コンテンツ例:<https://tokyotokyo.jp/ja/mediacollab/>

・必要に応じて、コンテンツの更新・改修を行うこと。

⑧ 「東京を、もっと楽しもう」キャンペーンパートナーの更新

・更新の頻度：年 3 回程度

・都内観光関連事業者等が希望する、事業者名、リンク先、画像等を更新すること。

なお、提供された画像について、必要に応じ画角の調整等を行うこと。

⑨ 他事業と連携したキャンペーン等の対応について

他事業におけるキャンペーン等について、TCVB より別途提供する素材をもとに WEB サイトに設置するバナーなどを制作し、WEB サイトからキャンペーンページへの導線を作ること。また WEB サイト内にコンテンツの格納等が必要になった場合は対応すること。

・キャンペーン等の進捗に応じて、随時更新を行うこと。

・頻度：年 3 回程度

⑩ その他、必要に応じて、既存コンテンツの更新・改修を行うこと。主な項目の更新頻度の目安は以下のとおりである。

・Tokyo Tokyo メンバーズ情報の更新（更新頻度：隔月程度）

・取り組み・活動レポート、東京おみやげ、メディアコラボ等：必要に応じて

(イ) 新規コンテンツの企画・制作

- ・観光大使の紹介ページの制作・更新について、本仕様書 6 (1) エ(イ)①英語ページにあわせて制作すること

(ウ) SNS 投稿にかかる画像・テキストの作成

サイト内のページを公開・更新する際は、同ページに誘導する SNS 投稿用の画像・テキストを事前に作成し、TCVB の承認を得ること。Instagram 投稿用の画像・テキストについては、ページ公開・更新の 5 営業日前までに TCVB に納品すること。

(3) Tokyo Tokyo SNS (英語) の運営管理

本仕様書 2 ウの SNS アカウントを引継ぎ、以下の仕様を満たした更新及び運用管理を行うこと。なお、目的とターゲットは本仕様書 6 (1) アのサイトと同じとする。

ア. Facebook 及び Twitter について

(ア) 方向性について

- ・サイトの更新に関する告知や、事業に関連したニュース情報など、活動内容を投稿する。
- ・フォロワー数、#TokyoTokyo 投稿数、エンゲージメント率 (いいね数、シェア数等) の向上とともに、ファンの醸成、リピーター率の向上を図る。

(イ) コンテンツ

- ・更新頻度はそれぞれ週 1 回以上とする。
- ・年間を通して投稿を行うための施策を提案し、TCVB の承認を得ることとする。
- ・投稿内容は WEB サイトの更新分のほか、東京都や TCVB が運営する下記のアカウ
ントの投稿のうち東京の魅力を発信する内容についての転載、また東京都や TCVB が指
定したコンテンツについて投稿を行うことで、週 1 回以上の更新回数を下回らないよ
うにすること。

Instagram : Tokyo Tokyo (@tokyotokyooldmeetsnew)

Twitter : GO TOKYO (@GOTOKYOofficial)

Facebook : GO TOKYO (@GoTokyo.en) / Tamashima (@tamashima.tokyo.en)

イ. Youtube について

(ア) 方向性について

- ・サイトに掲出する動画は基本的に YouTube の所定のアカウントにアップロードするものとする。チャンネル登録者が閲覧しやすいように整理して掲出を行う。

(イ) コンテンツ

- ・更新は必要に応じて行う (東京都や TCVB が内容を指定する場合がある)。
- ・アップの際は、YouTube 内の検索によるオーガニックな集客も考慮したタイトルと本文の提案を行い、TCVB の承認を得ること。

ウ. その他

- ・フォロワーの離脱が著しい場合、原因の追究と対策を行うこと。
- ・言語については、本仕様書 6（1）のサイトと同様とする。

（4）Tokyo Tokyo SNS（日本語版 Facebook）の運営管理

本仕様書 2 エの SNS アカウントを引継ぎ、以下の仕様を満たした日本語版 Facebook の運営管理を行うこと。

ア. 日本語版 Facebook について

（ア）方向性について

- ・サイトの更新に関する告知や、事業に関連したニュース情報など、活動内容を投稿する。
- ・フォロワー数、#TokyoTokyo 投稿数、エンゲージメント率（いいね数、シェア数等）の向上とともに、ファンの醸成、リピーター率の向上を図る。

（イ）コンテンツ

- ・更新頻度は月 4 回程度とする。東京都や TCVB が内容を指定する場合もある。

イ. その他

フォロワーの離脱が著しい場合、原因の追究と対策を行うこと。

（5）&TOKYO サイトの保守管理

ア. ターゲット：東京都民

イ. 目的：東京都民に対して、東京ブランドの取り組みへの認知拡大、理解促進を促すこと。

ウ. 実施内容

- ・毎月のサイトの解析データ（ページビュー数、ユニークユーザー数、セッション数、新規ユーザー率）を報告すること。なお、アクセス解析については Google Analytics (GA4) を導入し、解析を行うために必要な設定を行うこと。
- ・アクションパートナー情報の更新（更新頻度：隔月程度）
- ・その他必要に応じて修正を行うこと。

（6）目標設定及び効果測定

本仕様書 6（1）～（4）について、以下を行うこと。

- ・TCVB と協議の上、興味喚起・態度変容をいくつか定義し（サイト内の滞在時間、平均ページ閲覧数等、リピーター率、エンゲージメント率、GO TOKYO への誘引等）、それぞれに目標 KPI を設定し効果を測定するとともに、PDCA サイクルを実行すること。
- ・解析にあたり現サイトに導入されている Google Analytics (UA・GA4) を継承し分析に活用することとともに、過去の結果と比較できるよう、適切に保管すること。

7 完了報告と契約代金の支払いについて

(1) 契約代金の支払いについて

委託完了後に一括で行うこととする。TCVB の承認をもって請求書を発行すること。

(2) 完了報告と成果物の提出について

ア. 委託完了届

別紙3「委託完了届」を提出すること。

イ. 実施報告書

A4で作成し紙1部、電子データをCD-RまたはDVD-Rを3部納品すること。

※目次、体裁、提出期限等はTCVBと協議のうえ決定する。

※エクセル等を使用する場合には別紙として添付すること。

8 作成物に関する権利の帰属

(1) 本件委託においては、著作権の取扱いに十分注意すること。

(2) 本件委託の履行に伴い発生する成果物に対する著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、全てTCVBに帰属する。

(3) 本件委託により得られる著作物の著作権者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。また、受託者は本作品の制作に関与した者について著作権を主張させず、著作権者人格権についても行使させないことを約するものとする。ただし、TCVBが本件制作物を再編集などの改変を加えて利用する場合、TCVBは事前に受託者に通告し、承認を得るものとする。

(4) 本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、使用の際、あらかじめTCVBに通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。

(5) 上記(1)(2)(3)(4)の規定は、本仕様書9により第三者に委託した場合においても適用する。受託者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任を負うこと。

(6) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定する。

9 第三者委託の禁止

本委託業務は、原則として第三者に委託してはならない。但し、事前に文書によりTCVBと協議し、承認を得た事項についてはこの限りでない。

10 秘密の保持

受託者は、本仕様書9によりTCVBが承認した場合を除き、委託業務の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。

本仕様書9により TCVB が承認した再委託先についても、同様の秘密保持に関する責務を課し、受託者が全責任を負って管理するものとする。

1.1 委託事項・関係法令の遵守

本委託契約の履行に当たっては、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。

1.2 個人情報保護等

(1) 「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ基本方針」及び「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ対策基準」の趣旨を踏まえ、別紙2「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」に定められた事項を遵守すること。

(2) 本事業において保護すべき「個人情報」とは、本事業を遂行するために TCVB が収集・保管する情報のうち以下の事項をいう。

- ・本事業の遂行にあたって入手した関係者の氏名・連絡先・メールアドレスなど
- ・他の情報と容易に照会でき、個人を識別可能な情報（IP アドレスなど）がシステムに格納されている場合においては、同様に個人情報とみなす。

(3) 本事業実施にあたり、本仕様書9により TCVB に承諾を得て一部業務を再委託させる事業者においても、当該事業者が本事業における個人情報を扱う場合は、別紙2「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」にある事項を遵守させること。また、以下のいずれかを取得している事業者（あるいは今後取得予定である事業者）であることが望ましい。

ア 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が運用する ISMS 適合性評価制度における ISO/IEC27001 と同程度の認証

イ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）の認定するプライバシーマークと同程度の認証書類

1.3 契約更新について

本委託業務に係る契約は、受託者が良好な履行を行ったと TCVB が判断する場合、受託者との合意のもと、1年間を単位として最大2回まで本契約を更新することができる。

更新を検討するに当たって TCVB において評価会を実施するため、TCVB からの指示に従い、業務報告書を提出すること。更新後の業務内容・規模については、本委託業務に係る契約期間内に別途提示する。契約更新にあたっては、該当年度における東京都予算が東京都議会において委託契約前に可決・成立するとともに、TCVB 収支予算が TCVB 評議員会で承認された場合において、確定するものとする。

1 4 その他

- (1) 仕様書にない条件については、両者協議の上、決定する。
- (2) その他条件が変更となることがある。その場合、両者協議の上、変更する。
- (3) 契約満了もしくは契約解除に伴って発生する新規受託業者への業務引継ぎに関しては、契約期間中の業務履行に支障をきたさないことに留意するとともに、新規受託業者の業務履行に問題が発生しないように十分な対応を行うこと。また、汎用性のあるサイトを制作するとともに、権利関係や特殊費用の発生等が生じないような処置を行うこと。また、これらにかかる経費は、契約金額に含まれるものとする。
- (4) 本事業の委託者は TCVB であるが、実施に係る責任は受託者にあるものとする。
- (5) TCVB は必要に応じて本契約に係る情報（受託者名・契約種別・契約件名及び契約金額等）を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。

連絡先：公益財団法人東京観光財団 観光事業部
電 話：03-5579-2683